

第4期亀岡市障がい者基本計画

【事務局案】

ごあいさつ

○亀岡市「福祉都市」宣言

昭和57年3月29日
告示第19号

健康で文化的な生活の基礎的条件が確保されることにより、生涯にわたり人間に値する生活と人格の自由な発展がひとしく保障される社会こそ、福祉社会といえる。

市民の福祉は、市が、社会的な環境や条件の整備等その責務を積極的に果たすとともに、市民が、地域社会の一員として、みずからの生活をみずからの英知、創意、努力によって高めるという主体的な自覚と市民相互の連帯を強め、福祉の向上に寄与するよう努力をすることによってもたらされるものである。

このような自覚と認識に立って、わたくしたち亀岡市民は、ともに力を合わせ平和で豊かなまちづくりに前進したいと思う。

ここに、決意を新たにして、すべての亀岡市民とともに亀岡市を「福祉都市」とすることを宣言する。

目次

第1章 総論	1
1. 計画の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	3
3. 計画の策定体制	4
(1)各種会議等での審議	4
(2)アンケート調査の実施	4
(3)ヒアリング調査の実施	4
(4)これまでの計画の評価・検証の実施	4
(5)パブリックコメントの実施	4
4. 計画の基本理念	5
5. 計画の視点	6
6. 基本目標	8
7. 施策の基本方針	9
8. 計画の推進体制	12
(1)市民・事業者・地域などとの協働の推進	12
(2)個々の障がい特性にそつたきめ細やかな相談・支援体制の実施	12
(3)計画の達成状況の点検及び評価	12
9. 施策体系	13
10. 横断的視点に基づく計画全体の重点施策	14
(1)親亡き後を見据えた障がいのある人の重度化・高齢化に対する包括的支援	14
(2)重症心身障害児・医療的ケア児に対する包括的支援	14
(3)新たな感染症の拡大時や大規模災害の発生時等における障がいのある人が社会的弱者にならないための支援	14
第2章 各論	18
1. 計画の背景と趣旨	18
1. ふれあいと交流による「顔のみえる」関係づくり～差別の解消、交流活動、権利擁護の推進～	18
(1)障がいを理由とする差別の解消	20
(2)学校・家庭・地域における福祉教育の推進	24
(3)交流・ふれあいの場の充実	26
(4)ボランティア活動などへの支援	27
(5)地域で支える基盤づくり	28
(6)権利擁護の推進	29
2. 地域生活を支える体制づくり ～～生活支援、保健・医療～	31
(1)在宅福祉サービスの充実	32
(2)居住支援の充実	36
(3)経済的支援の充実	38
(4)保健・医療の充実等	39
(5)高齢で障がいのある人への支援の充実	41
3. 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実 ～療育・保育・教育～	42

(1)療育・保育・教育における支援体制の充実.....	44
4. 生きがいをもっていきいきと活動できる社会づくり ～雇用・就業、文化芸術活動・スポーツ等～	49
(1)総合的な就労支援.....	50
(2)障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保.....	53
(3)文化芸術活動・スポーツ等の振興.....	55
5. 安全・安心な環境づくり ～生活環境、安全・安心～	58
(1)福祉のまちづくりの推進.....	60
(2)移動条件の整備.....	62
(3)防災対策の推進.....	65
(4)防犯対策の推進、消費者トラブルの防止及び被害からの救済.....	67
6. 相談体制・情報提供の仕組みづくり ～	69
(1)相談体制の充実.....	70
(2)情報アクセシビリティ(情報の利用しやすさ)の向上.....	73
7. 行政サービス等における配慮の推進.....	76
(1)行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等.....	77
(2)事業実施における配慮.....	78

第1章 総論

1 計画の背景と趣旨

- 本市においては、平成27年3月に「第3期亀岡市障害者基本計画」を策定し、『「障害者がキラリ、かめおか“きずな”プラン」笑顔で心かよう あたたかいまちをつくろう』を基本目標とし、障がい福祉に係る施策を計画的に推進してきたところです。また、平成18年度に「亀岡市障害福祉計画」を策定し、以後3年毎に新規策定を行い、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保などに努めてきました。
- その間、国においては、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」をはじめとする関連法の改正が行われ、障がいのある人への差別を禁止する「障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備が整い、平成26年1月20日に国連事務局に批准書が寄託され、同年2月19日に「障害者権利条約」が発効となりました。平成23年8月に改正された「障害者基本法」では障がい者の定義を見直したほか、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間のない支援をめざすとともに、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念が掲げられています。また、平成25年6月に成立した「障害者差別解消法」（平成28年4月施行）では、障がいを理由とする差別の禁止や人権被害の救済などが規定されました。
- このほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成30年4月）」、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月）」、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年12月）」の施行など、障がい者関連の法律・制度も大きく変容しています。
- このような状況を踏まえ、障がいのある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現に向け、障がいのある人やその家族のニーズの多様化に対応するとともに、法制度の変化に的確に対応し、障がい福祉施策を総合的・計画的に推進するため、令和2年度で計画期間が終了する現行計画を改定し、新たに「第4期亀岡市障がい者基本計画及び第6期亀岡市障がい福祉計画」を策定します。

障がい福祉制度の変遷（国の動向）

平成 18 年 4 月 「障害者自立支援法」 施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 利用者負担額の定率化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入 等

平成 19 年 9 月 「障害者の権利に関する条約」に署名

- 内容（全 50 条） 障がい者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用などの社会保障に関する権利の保障、アクセス手段の確保、障がいに基づく差別の禁止など。

平成 22 年 6 月 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」 閣議決定

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

平成 22 年 12 月 17 日の「障がい者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

「障害者基本法」改正

- 平成 23 年 8 月 5 日 公布・施行
- 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

「障害者自立支援法」の一部改正

- 平成 22 年 12 月 10 日 公布・施行
- 平成 23 年 10 月 1 日 施行
- 平成 24 年 4 月 1 日 施行
- ・利用者負担額にかかる、定率負担から応能負担原則への見直し
- ・障害福祉サービスにかかる、支給決定プロセスの見直し

「障害者総合支援法」一部改正

- 平成 25 年 4 月 1 日 施行

平成 26 年 2 月 「障害者権利条約」発効

「児童福祉法」一部改正

- 平成 30 年 4 月 1 日 施行
- ・障がい児支援のニーズにきめ細かく対応するために環境を整備

- 平成 26 年 4 月 1 日 施行

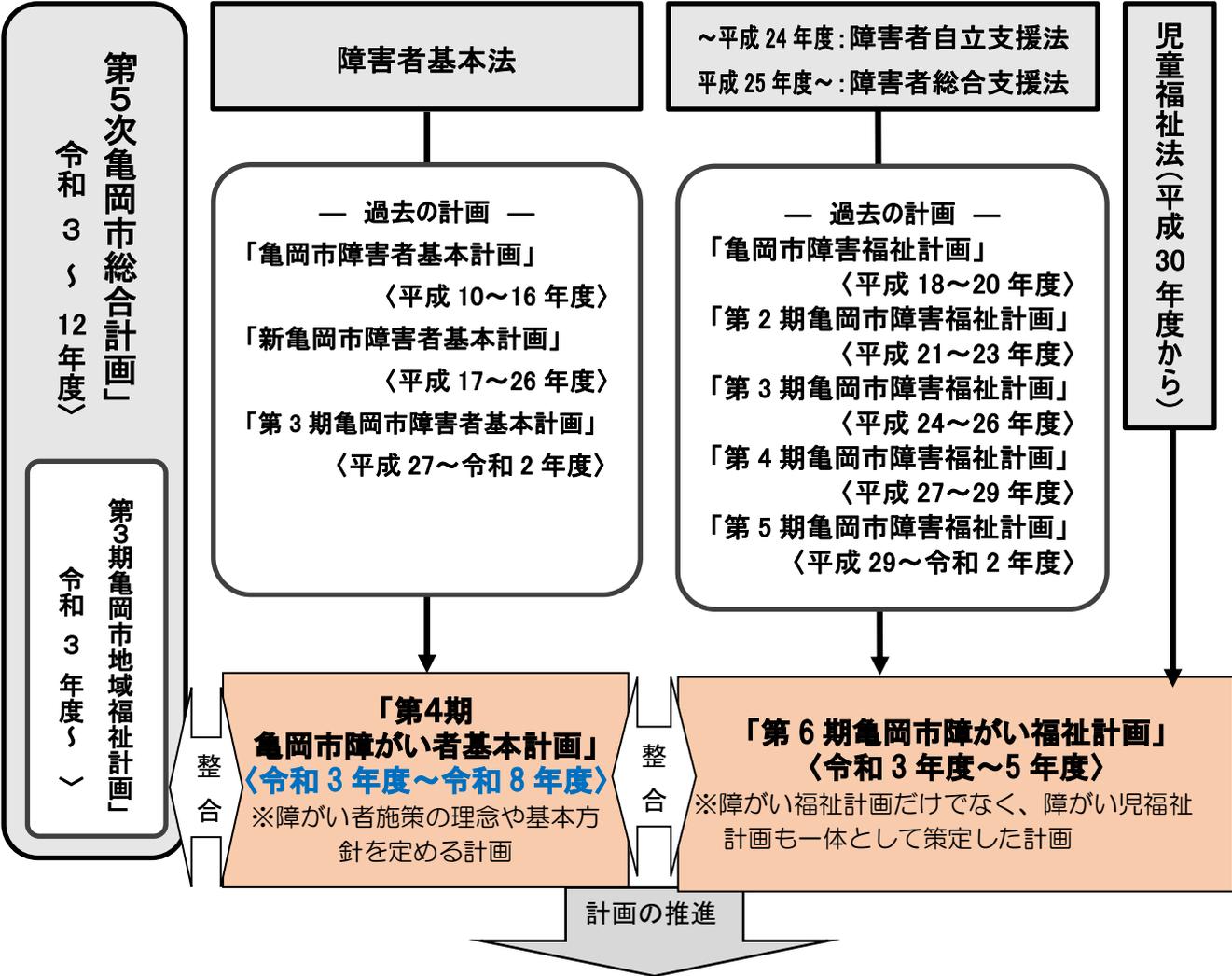
- 平成 30 年 4 月 1 日 施行
- ・障がい者が自らの望む地域生活を営むための支援を拡充
- ・高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進

「障害者差別解消法」制定

- 平成 28 年 4 月 1 日 施行
- ・差別の禁止、人権被害救済などを規定

2 計画の位置づけと期間

- 「第4期亀岡市障がい者基本計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。数値目標については、亀岡市障がい福祉計画において具体的な数値目標の設定を行います。また、国の「障害者基本計画（第4次）」及び本市の「第5次亀岡市総合計画」、「亀岡市地域福祉計画」を上位計画とし、これらの上位計画に掲げる障がい者福祉施策を推進するための分野別計画として、策定しています。なお、施策の変更等に応じて、計画の見直しを行っていきます。
- 「第6期亀岡市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。



3 計画の策定体制

(1) 各種会議等での審議

○計画策定にあたっては、「亀岡市障害者施策推進協議会」、「ワーキンググループ会議」、「障害者相談支援ネットワーク会議」及び庁内の関係各課による「庁内検討委員会」において、各種調査の実施内容や結果、計画内容などを検討しました。

(2) アンケート調査の実施

○障がいのある人の生活状況やニーズを把握するため、郵送配布・郵送回収による「障がいのある人対象調査（身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者）」、各機関の協力のもと、「児童対象調査（療育施設通園者、特別支援学校通学者、地域の学校の特別支援学級通学者）」を実施しました。

(3) ヒアリング調査の実施

○これまでの本市の施策や今後の課題などに関する意見を把握するため、24 箇所の関係事業所・団体・学校・保育所などを対象としたヒアリング調査を実施しました。

(4) これまでの計画の評価・検証の実施

○「第3期亀岡市障害者基本計画」の各施策・事業にかかわる事項について、庁内関係各課や各関係機関に照会し、施策の現状や進捗状況などについての評価・検証を実施しました。また、評価・検証結果については、「亀岡市障害者施策推進協議会」において審議しました。

(5) パブリックコメントの実施

○計画策定にあたっては、ホームページ等において計画案を公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

4 計画の基本理念

- 「インクルーシブ」と「リハビリテーション」の理念に基づき、一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら生活し、障がいのある人に対する差別を禁止し、合理的な配慮を行う社会をめざします。
- また、「ユニバーサルデザイン」や「セーフコミュニティ」の考え方を施策推進の基本とし、障がいのある人もない人も、若者も高齢者も、男性も女性も、外国の人も、すべての人が暮らしやすいような、人づくり、まちづくりを進めます。

インクルーシブ

「包み込む」という意味で、「包容する」「包摂する」「包含する」などと訳されている。1980年代以降、アメリカの障がい児教育で注目された考え方で、障がいの有無にかかわらず一人ひとりが社会に受け入れられ、支援を受けられること。

リハビリテーション

障がいのある人の身体的・精神的・社会的な適応能力回復のための技術的訓練だけでなく、普通の生活を営むことが可能となるように援助する、障がいのある人の自立と社会参加をめざす考え方のこと。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など、人々がもつさまざまな特性や違いを越えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、まちづくりやものづくりを行っていくとする考え方。バリアフリーは現にあるバリア（障壁）を取り除くという発想で、ユニバーサルデザインは最初から誰にとってもバリアのない社会をめざしていくという考え方。

セーフコミュニティ

事故やけがは偶然に起こるのではなく、予防できるという理念のもと、行政と地域住民など多くの主体の協働により、すべての人たちが安全に安心して暮らすことができるまちづくりを進めるという考え方。

5 計画の視点

○亀岡市では以下の4つの視点により総合的かつ計画的に取り組を進めます。

視点1

障がいのある人の完全参加と平等の視点

1981年に国連において当年を「国際障害者年」として指定された際、「障害者の完全参加と平等」がテーマとして掲げられました。

その後、2014年に国において批准・発効された「障害者権利条約」の理念「私たちの事を私たち抜きに決めないで」、2015年の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)」の「誰も置き去りにしない」の理念などにより、障がいのある人の平等と基本的自由は保障されるべき当然の権利として、時代の変遷と共にその理念は世界的に浸透し、深化を遂げています。

私たちは障がい児者施策を進めていく上で原点とも言うべきこの理念に基づき、障がいのある人の声に積極的に耳を傾ける中で、社会参加を阻んでいるあらゆる障壁（バリア）を取り除き、アクセシビリティ（利用のしやすさ）の向上を実現することを目指します。

その結果として、障がいのある人のみならず、マイノリティや社会的弱者、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らしていくことのできるインクルーシブなまちづくりを社会全体で進めていきます。

視点2

「心のバリアフリー」推進の視点

障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという、障がいの「社会モデル」の視点に立ち、自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、市民一人ひとりが、他者が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うことを目指します。

視点3 「地域共生社会」づくりの視点

様々な特性、困難を抱える人たちが住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、包括的な支援体制を構築し、地域の支え合い、助け合いにより誰もが安心感や生きがい、希望を持って生活を送ることができる社会の実現を目指します。
また、障がいのある人が安心して暮らすことのできるまちの実現に向け、意思疎通支援等のコミュニケーション支援を推進します。

視点4 「変わらない日常生活」を保障するための安心・安全の確保の視点

新たな感染症の拡大や、地球規模の気候変動等により多発する想定外の災害等、現在の私たちは日常の当たり前の生活がある日突然送れなくなるリスクと向き合いながら生活をしています。障がいのある人にとって、このような状況下での生活様式の変化は健常者以上に大きな影響を及ぼし、場合によっては生命の危機に直面するような事態も想定されます。

このことから、障がいのある人の福祉の推進を目指すことはもとより、急激に変容する社会に柔軟に対応し、いかなる状況下においても、障がいのある人の変わらない日常生活を保障し、安心・安全を確保することを目指します。

6

基本目標

【基本目標】 「 」
○ ○

※令和2年度第2回亀岡市障害者施策推進協議会にて最終決定

7 施策の基本方針

- 基本目標の実現に向け、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に実施するために、以下の7つの施策の基本方針を定めます。
- また、基本方針の達成を目指し、各種施策を推進するにあたり、施策を以下の3つに区分して取り組みます。（各項目の区分は第2章に掲載）

重点 本計画において、特に力を入れて取り組むべきと考える項目です。

新規 本計画から、新たに取り組む項目です。

継続 前期計画から、引き続き取り組む項目です。

基本方針1 ふれあいと交流による「顔のみえる」関係づくり ～差別の解消、交流活動、権利擁護の推進～

福祉教育の充実や交流・ふれあいの場の充実、ボランティア活動の活性化等を通じ、障がいのある人にとっての「社会的障壁」を取り除き、障がいのある人に対する理解を進めます。

差別解消のため、障害者差別解消法や障害者雇用促進法に基づき、啓発・広報、交流活動、権利擁護、社会参加、わかりやすい情報提供などの取組を進めます。

基本方針2 地域生活を支える体制づくり ～生活支援、保健・医療～

一人ひとりの障がいの種別や程度、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、グループホームなど地域における生活基盤の整備に引き続き取り組みます。

障がいや疾病があっても住み慣れた地域で心豊かに、健やかに安心して暮らすことができるよう、自立生活に必要な保健・医療等のサービスを適切に受けられる環境の整備に努めます。

基本方針3

障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実 ～療育・保育・教育～

障がいのある子どもへの療育・保育の実施にあたっては、各関係機関との情報共有・連携により、個別のニーズに対応した支援が行える体制の整備を図ります。

また、「インクルーシブ教育システム(※)」の理念を踏まえ、すべての子どもたちが充実した時間を過ごし、生きる力を身につけられるよう学びの場を工夫し、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努めます。

※インクルーシブ教育システムとは、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています（「障害者の権利に関する条約第24条」より）。

基本方針4 生きがいをもっていきいきと活動できる社会づくり

～雇用・就業、文化芸術活動・スポーツ等～

障がいのある人が生きがいを持って社会参加するために、就労の場の確保、就職の意向確認、就労後のフォローなど、就労を支援する体制を整備するとともに、適正な工賃の確保に向けた関係機関の取組を支援します。

自分の興味やライフスタイルに応じて、文化芸術活動・スポーツ等を行える環境を整備するとともに、当事者の活動や、それを支援するNPO・ボランティアなどの活動に対する支援への取組を充実させることにより社会参加を促進します。

基本方針5 安全・安心な環境づくり

～生活環境、安全・安心～

障がいのある人の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、ハード・ソフト両面での社会のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めます。

また、安全・安心な暮らしを確保するために、福祉避難所の拡充や、避難支援体制の確立に向けた仕組みづくり、消費者トラブルの防止や救済のための支援体制づくりを進めます。

基本方針6 相談体制・情報提供の仕組みづくり

～相談体制・情報提供～

障がいのある人が利用できる各種福祉サービスはもとより生活にかかわる情報まで、広報紙やインターネットなどを通じた的確な情報提供を行います。

また、視覚障がいや聴覚障がいなどにより情報の入手が困難な方にもわかりやすく、利用しやすい情報提供に努めます。

基本方針7 行政サービス等における配慮の推進

障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、障がいのある人に対する理解の促進に市職員等が努めるとともに、選挙における障がいのある人への配慮に努めます。

8 計画の推進体制

(1) 市民・事業者・地域などとの協働の推進

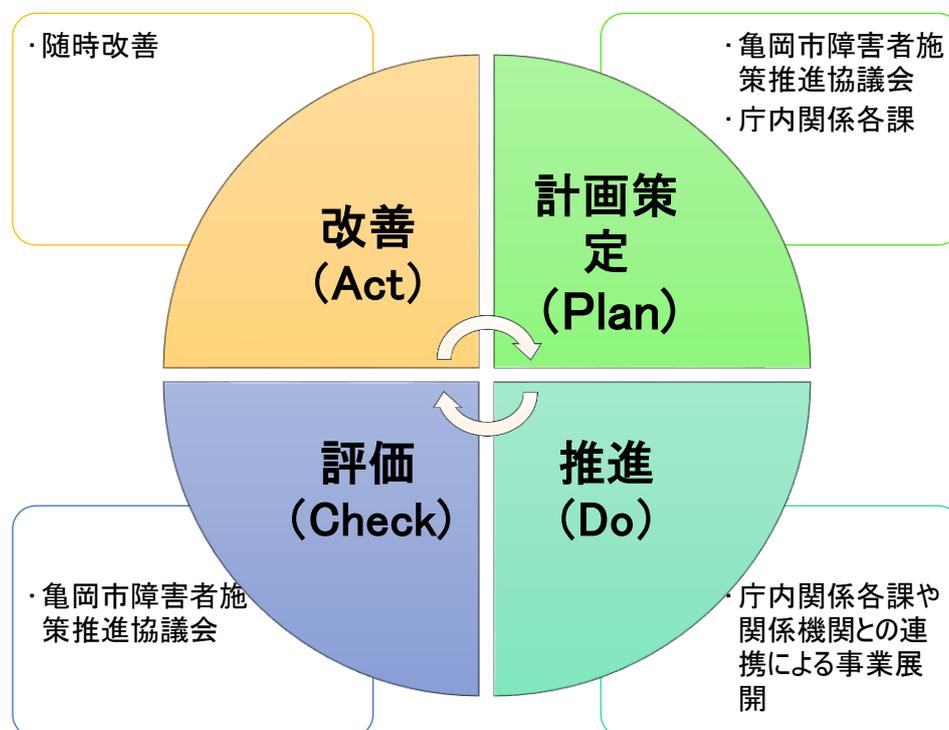
○障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど、さまざまな団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

(2) 個々の障がい特性にそったきめ細やかな相談・支援体制の実施

○障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制などの充実を図っていきます。

(3) 計画の達成状況の点検及び評価

○各施策の実施状況などの主な数値目標については、第6期亀岡市障害福祉計画において示していますが、計画の進捗管理については、亀岡市障害者施策推進協議会などに随時意見を聴きながら定期的に行います。

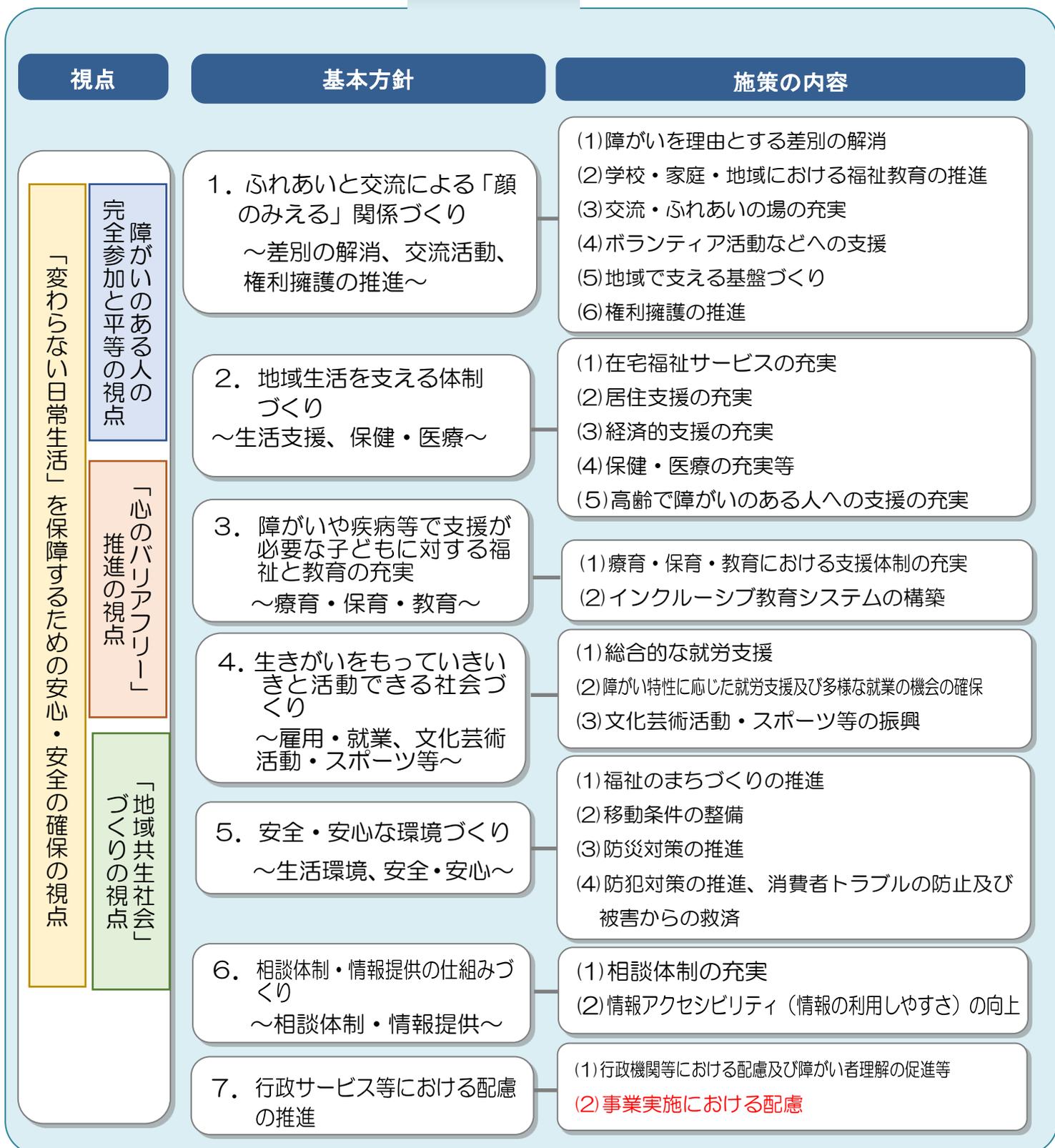


9

施策体系

基本目標 「 」

※令和2年度第2回亀岡市障害者施策推進協議会にて最終決定



10 横断的視点に基づく計画全体の重点施策

- 現在の社会情勢や、令和元年度実施の「第4期亀岡市障がい者基本計画」及び「第6期亀岡市障がい福祉計画」策定に係る基礎調査の分析結果等に基づき、本市における最重点課題の解決に向け、当計画の計画期間に取り組むべき施策を下記のとおり定めました。
- 下記の施策については、前項7「施策の基本方針」にて示した7つの基本方針における全ての分野にまたがる総合目標として、今後重点的に取り組むこととします。

(1) 親亡き後を見据えた障がいのある人の重度化・高齢化に対する包括的支援

- 障がいのある人の重度化、高齢化や、障がいのある人を支える家族の高齢化が進む中、「親亡き後」を見据えた障がいのある人の生活の安心の確保が喫緊の課題となっています。
- 亀岡市では、障がいのある人が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、関係機関間の連携強化を図り、障がいのある人やそれを支える家族の緊急時等における支援体制の構築や、地域全体で障がいのある人の生活を支える体制づくりに取り組めます。

(2) 重症心身障害児・医療的ケア児に対する包括的支援

- 重度の障がいを抱える児童や医療的ケアを必要とする児童が、自らが生活する地域において、他の児童と共に自らの望むライフステージを送ることができるよう、障がい福祉、保健、医療、保育、教育等、様々な分野から切れ目のない支援の提供に努めます。また、児童を支える家族の心身の負担軽減を図るための支援に取り組めます。

(3) 新たな感染症の拡大時や大規模災害の発生時等における障がいのある人が社会的弱者にならないための支援

- 新たな感染症の拡大時や大規模災害の発生等に伴う急激な社会の変容により、障がいのある人が社会的弱者になることを防ぐため、各分野において障がいのある人の安心・安全の確保のための支援に取り組めます。

施策体系一覧表

1. 「顔の見える」関係づくり ふれあいや交流の場の充実	(1) 障がいを理由とする差別の解消	重点	②精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいのある人、難病患者などへの理解の促進
		継続	①障がい者差別解消への取組の充実 ③差別解消のための事業者等に対する理解促進 ④亀岡市障がい者基本計画及び障がい福祉計画の広報及び分析・評価結果の公表 ⑤障がいを理由とする差別を解消するための啓発活動 ⑥さまざまな情報媒体を活用した啓発情報の発信 ⑦障がい者関係団体による啓発活動 ⑧障がいに関するシンボルマーク等の普及
		新規	⑨障がい福祉分野におけるSDGsの理念の普及 ⑩「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」の普及啓発 ⑪新たな感染症の拡大時等における障がいのある人への理解促進
	(2) 学校・家庭・地域における福祉教育の推進	重点	③意思疎通支援研修の実施 ④学校における福祉教育
		継続	①生涯学習を通じた社会参加の促進 ②人権啓発イベントの充実
		新規	⑤地域における福祉教育
	(3) 交流・ふれあいの場の充実	継続	①障がい者ふれあい事業 ②障がい者ふれあいサロンの実施 ③障がい者福祉大会の開催
	(4) ボランティア活動などへの支援	継続	①福祉ボランティア活動の促進 ②障がい者福祉団体援護事業 ③企業の社会貢献活動の促進
	(5) 地域で支える基盤づくり	継続	①地域の見守り・支え合い活動の活発化 ②市民、事業者、ボランティア・NPOなどの連携推進 ③地域資源の活用
	(6) 権利擁護の推進	重点	①権利擁護事業の推進 ②成年後見制度の利用促進 ③障がい者虐待への対応
		新規	④障がいのある人の意思決定の支援
	2. 地域生活を支える体制づくり	(1) 在宅福祉サービスの充実	重点
継続			①訪問系サービスの充実 ②日中活動の場の確保と支援 ③短期入所の充実 ④地域生活支援拠点等の整備の推進及び運用の検証 ⑤日中一時支援及びその他の日常生活支援の充実 ⑥移動支援の充実 ⑦入浴サービスに対する支援 ⑧補装具、日常生活用具等の給付 ⑨難病、発達障がい、高次脳機能障がいなどに対する支援
新規			⑪新たな感染症の拡大時等における事業所の運営支援

10. 横断的視点に基づく計画全体の重点施策

	(2) 居住支援の充実	継続	①居住支援の充実 ②地域生活への移行促進 ③住宅の改修助成 ④公営住宅の優先入居、公営住宅のグループホームへの活用に向けた取組
	(3) 経済的支援の充実	継続	①各種福祉手当の支給（特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当・児童扶養手当） ②各種減免制度の周知 ③生活福祉資金貸付
	(4) 保健・医療の充実等	継続	①各種健（検）診の充実 ②健康づくりの普及啓発 ③医療・給付制度の適切な運用 ④医療機関との連携 ⑤医療的ケアの充実 ⑥リハビリテーション体制の充実
		新規	⑦新たな感染症の感染・拡大防止のための支援の充実
	(5) 高齢で障がいのある人への支援の充実	新規	①高齢で障がいのある人への支援体制の充実 ②障がい福祉サービスと介護保険サービスとの機能的連携
3. 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉・教育の充実	(1) 療育・保育・教育における支援体制の充実	継続	①早期発見・療育体制の充実 ②相談体制の充実 ③児童発達支援の提供体制の充実 ④保育所（園）・認定こども園・幼稚園の受入れの充実 ⑤保育施設への支援の促進
		重点	⑤放課後等の支援の充実
	(2) インクルーシブ教育システムの構築	継続	①障がいのある子どもに対する教育の充実 ②教育環境の整備 ③就学相談・教育相談（発達検査等）の実施 ④特別支援教育の充実に向けた取組 ⑥特別支援教育修了後の支援の充実
		新規	⑦ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築
4. 生きがいをもっていきいき活動できる社会づくり	(1) 総合的な就労支援	重点	①総合的な就労支援体制の確立
		継続	②ジョブコーチなど就労支援の推進 ③障がいのある人の就労のための経済的支援 ④公的機関における雇用拡大の推進 ⑤民間企業における雇用拡大の促進 ⑥就労の場の整備
	(2) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	重点	①日中活動事業所の運営基盤強化への支援 ③福祉的就労から一般就労への移行促進
		継続	②地域活性化事業との連携
	(3) 文化芸術活動・スポーツ等の振興	新規	④農福連携事業の推進 ⑤地域資源を活用した新たな就労機会の創出・拡大 ⑥障害者就労支援施設製品等の販売・受注支援
		重点	①文化・芸術活動への支援 ②生活・文化活動等の情報発信機会の提供 ⑦スポーツ環境の整備
		継続	④学習機会の充実 ⑤障がい者教室開催事業
		新規	③高い芸術性を有する障がいのある芸術家への支援 ⑥地域資源を活用した障がい者スポーツの推進 ⑧東京パラリンピック開催後のパラスポーツの振興

5. 安全・安心な環境づくり	(1) 福祉のまちづくりの推進	継続	①公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 ②民間施設の整備 ③住宅の整備（公営住宅の整備） ④道路など交通環境の整備
	(2) 移動条件の整備	継続	①福祉タクシー制度 ②公共交通の充実 ③ガイドヘルパーの養成とネットワーク化 ④自動車の利用に対する支援 ⑤バリアフリー基本構想の推進 ⑥交通安全教育 ⑦盲導犬の普及 ⑧ボランティアによる移動支援の充実
	(3) 防災対策の推進	重点	①障がい特性に配慮した災害情報の伝達 ③「避難行動要支援者名簿」制度の啓発・活用 ⑥避難先での支援
		継続	④災害発生後における福祉・医療サービスの提供体制の維持 ⑤消防緊急通報システムの充実
	(4) 防犯対策の推進、消費者トラブルの防止及び被害からの救済	継続	①防犯対策の推進 ②消費者トラブルの防止及び被害からの救済
新規		③SNS 被害の防止及び被害からの救済	
6. 相談体制・情報提供の仕組みづくり	(1) 相談体制の充実	重点	①相談支援事業の充実
		継続	②身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員活動の充実 ④専門相談機能の充実 ⑤生活困窮者への相談対応 ⑥地域自立支援協議会の機能強化 ⑦相談窓口の充実 ⑧民生委員・児童委員の相談活動の充実
	(2) 情報アクセシビリティ（情報の利用しやすさ）の向上	新規	③「ほっとネット」のネットワーク強化と活動の推進 ⑨ピアカウンセリングの充実 ⑩支援の届きにくい人へのセーフティネットの構築 ⑪レスパイトケアの充実 ⑫障がいのある女性・子ども・高齢者の複合的困難に配慮した支援
継続		①保健・医療・福祉サービスの情報提供 ②声の広報 ③情報機器・備品の設置促進 ④多様な手法による情報提供の充実 ⑤意思疎通支援事業 ⑥要約筆記者派遣事業の周知と利用促進	
7. 行政サービス等における配慮の推進	(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等	重点	①市職員等の障がい者理解の促進等
	(2) 事業実施における配慮	継続	①選挙における配慮 ②市議会傍聴における配慮

第2章 各論

1 計画の背景と趣旨

1. ふれあいと交流による「顔のみえる」関係づくり ～差別の解消、交流活動、権利擁護の推進～

現 状

- ◇ 障がいのある人への理解の進捗については、一見しただけではわかりにくい障がい特性の人ほど、日常生活で差別や偏見を感じている傾向があります。地域住民の一定の理解は進んでいますが、発達障がいや精神障がいなどに関する新しい多様な知識が不十分で、差別を意識せず配慮に欠ける対応をしてしまっている状況がうかがえます。
- ◇ 第3期亀岡市障がい者基本計画期間中の障がい者理解は、合理的配慮の認知度の上昇、成年後見制度の認知など、わずかながら進んでいます。
- ◇ 特別な支援を必要とする子どもの増加の傾向が指摘されており、学校や地域における障がいの理解のための福祉教育の必要性や、受け入れ体制の整備が求められています。

(アンケート・ヒアリング調査結果から)

課 題

- ◇ 障がい者が日常生活又は社会生活で受ける制限は心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じる「社会モデル」の考えの浸透を図ることが必要です。
- ◇ 持続可能な開発目標（SDGs）に謳う「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、あらゆる場面において「心のバリアフリー」の取組みを展開することが必要です。
- ◇ 「障害者差別解消法」の施行から4年が経過し、「合理的配慮」の理念の浸透に係る取組みが風化しないよう、継続的に啓発活動に取り組むことが必要です。

1. ふれあいと交流による「顔のみえる」関係づくり

- ◇ 障がい者差別解消に係る世代間の意識格差を無くし、障がいのある人への社会障壁の除去は社会の責務であるという意識を市民一人一人が理解することが必要です。
- ◇ 身体障害者手帳所持者では「交通機関の利用」、精神障害者保健福祉手帳所持者や難病の認定を受けている人では「人間関係」など、障がい特性上の苦手とする場面において差別や偏見を感じている傾向があります。地域住民が個々の障がいの特性を理解し、対応方法を知ることが重要です
- ◇ 障がいへの理解を進めるために、当事者による経験を共有する機会の整備が求められています。たとえば、ピアサポートのような、同じ悩みを持ち、同じような立場にある仲間と支え合う事業を推進することが必要です。
- ◇ ボランティア活動等を支援するために、支援者の高齢化に対応した、新たな人材の確保が課題とされています

(アンケート・ヒアリング調査結果から)

-
- ◇ 市ホームページや広報紙等の情報媒体を活用するとともに、「障害者週間」や「人権週間」を契機とした啓発活動などにより障がいの理解の促進に努めています。
 - ◇ 手話講座・手話研修の実施などを通じて、ボランティアやNPO、当事者団体の育成及び活動の促進を図っています。
 - ◇ 市内の小・中学校において、障がいのある人に対する理解教育を実施しており、その際、障がい者関係団体や各事業所の協力をいただき、事業の充実に結びついています。
 - ◇ 障がい者ふれあいサロンを亀岡市障害者相談支援センター「お結び」のサロンにて開催しました。
 - ◇ 社会福祉協議会では、ボランティアセンターの運営やボランティアの育成等を実施しています。
 - ◇ 地域では、さまざまな交流や活動、情報交換の機会を通じて、障がいのある人やその家族の暮らしを支える仕組みづくりが行われています。
 - ◇ 成年後見制度の活用が相談支援体制の充実に取り組む中で増加しており、権利擁護支援のさらなる充実が求められています。
 - ◇ 「障害者虐待防止法」に基づく取組の充実が必要です。

(市等の取組状況)

(1) 障がいを理由とする差別の解消

今後の方向性

○障がいのある人が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないため暮らしにくさを感じたりすることがないように、差別解消に向けた取組を充実します。

基本的な施策

①障がい者差別解消への取組の充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部・こども未来部・産業観光部）
施策の内容	<p>○引き続き、「障害者基本法」や「障害者差別解消法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念の周知・啓発に努めます。</p> <p>○ハード・ソフト両面から社会的障壁の除去をより強力に推進するとともに、差別解消に向けた環境整備に継続的に取り組みます。</p> <p>○雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止等を定めた「障害者雇用促進法」について、関係機関と連携し、労政広報紙の活用等により周知・啓発に努めます。</p>		

②精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいのある人、難病患者などへの理解の促進

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	<p>○精神障がいのある人、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、難病患者などの特性や必要な配慮に対する市民の理解に努めます。</p>		

③差別解消のための事業主等に対する理解促進

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部・産業観光部）、 社会福祉協議会
施策の内容			○地域社会における障がいのある人に対する差別を解消するため、差別禁止や合理的な配慮（窓口における手話通訳者の設置など）について、事業主・商店主・不動産業者・自治会・民生委員・児童委員等への啓発を積極的に行います。

④亀岡市障がい者基本計画及び障がい福祉計画の広報及び分析・評価結果の公表

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○障がい者基本計画及び障がい福祉計画がすべての市民の福祉向上につながるよう、各種広報媒体（新聞、テレビ、ラジオ、行政広報紙など）により情報提供を行います。 ○定期的に計画の分析・評価を行い、課題等がある場合には、随時、対応するとともに、定期的にその進捗を把握し、広報します。

⑤障がいを理由とする差別を解消するための啓発活動

区分	継続	推進主体	市（生涯学習部・健康福祉部・産業観光部）
施策の内容			○「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「人権週間」（12月4日～12月10日）、「障害者雇用支援月間（9月）」など、市民が障がい者福祉に関心を持ちやすい時期に、啓発活動を展開します。

⑥さまざまな情報媒体を活用した啓発情報の発信

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○行政広報紙等の紙媒体以外に、SNS やデジタルサイネージなど新しい情報媒体を積極的に活用し、障がい者福祉に関する啓発メッセージを広く市民に発信するよう努めます。

⑦障がい者関係団体による啓発活動

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）、社会福祉協議会
施策の内容	○障がい者福祉について理解を深めるために、障がい者関係団体に委託し、啓発活動を展開します。また、各団体におけるホームページの作成など、啓発機会の拡充を促進します。		

⑧障がいに関するシンボルマーク等の普及

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○国際シンボルマークをはじめ、 障がいに関する さまざまなシンボルマークや表示について正しい理解と普及に努めます。		

⑨障がい福祉分野におけるSDGsの理念の普及

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○国際的な共通目標であるSDGs（持続可能な開発目標）が掲げる「誰一人取り残さない」の理念の普及を通じ、障がいのある人が様々な場面、分野で活躍できる社会の実現を目指します。		

⑩「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」の普及啓発

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○平成30年3月に施行した「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」の普及啓発を通じ、市民一ひとりが多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、障がいのある人の社会的障壁の主因である「コミュニケーション障壁」の除去に努めます。		

⑪新たな感染症の拡大時等における障がいのある人への理解促進

区分	新規	推進主体	市（生涯学習部、健康福祉部）
施策の内容	○障がいのある人はその特性により、新たな感染症の拡大時においてマスクの着用ができない場合や、大規模災害発生時に統制のとれた行動ができない場合等があります。このような急激に社会が変容する状況下において、障がいのある人への理解不足による不当な差別が生じることのないよう、社会の変容に応じた障がい者理解の取組みや、差別を発生させないための啓発活動、情報発信に努めます。		

(2) 学校・家庭・地域における福祉教育の推進

今後の方向性

○学校・家庭・地域など市民の身近な場で人権や福祉について学ぶ機会が増え、障がいのある人を支える人や組織の活動が充実するように支援します。

基本的な施策

①生涯学習を通じた社会参加の促進

区分	継続	推進主体	市（生涯学習部）、教育委員会
施策の内容	○地域における生涯学習活動などへの障がいのある人の参加促進を図ります。また、障がいのある人の人権を学習活動や啓発の重要な課題として位置づけ、社会参加の促進を図ります。		

②人権啓発イベントの充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○各種人権啓発イベントの開催を充実します。障がいのない市民との交流が図れるよう、イベント内容の充実に努めます。		



③意思疎通支援研修の実施

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○身近な地域で市民が参加できる手話を始めとする意思疎通支援に関する教室を開催するとともに、自治会や医療機関など関係機関を対象とした個別の教室・研修の開催を検討します。また、市や学校など、公的機関の職員に対する意思疎通研修を実施し、合理的配慮の理念の浸透に努めます。		

④学校における福祉教育

区分	重点	推進主体	教育委員会
施策の内容	○特別支援学校や特別支援学級と通常の学級に在籍する子どもが学習や活動を通して交流し合う場や、精神障がいも含めたすべての障がいについての理解を深めるために、障がい者団体の方のお話を聴く機会や障がい者施設と交流する機会など、体験的な活動を取り入れた学習の場を設定します。		

⑤地域における福祉教育

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）、教育委員会
施策の内容	○地域において、特別な支援の必要な子どもたちとそうでない子どもたちの交流機会を増やすとともに、地域行事等において障がいのある人もない人も共に参加できる環境を整備することにより、障がい特性や必要な配慮に対する市民の理解促進に努めます。		



(3) 交流・ふれあいの場の充実

今後の方向性

○障がいのある人とない人が交流し、ふれあうことのできる場を充実することで、お互いを理解し尊重しあう意識と障がいのある人の支援について関心を高めていきます。

基本的な施策

①障がい者ふれあい事業

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○市民福祉のつどいや京都府障害者ふれあい広場などへの参加を促進し、レクリエーション事業などを振興します。		

②障がい者ふれあいサロンの実施

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障がいのある人と地域住民との交流を活発にし、地域における日常的なかかわりあいの中で暮らしていくことができるよう、障がい者ふれあいサロンを実施します。		

③障がい者福祉大会の開催

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障がいのある人や障がい者福祉団体、ボランティアなど市民全体が参加できる福祉大会を開催し、交流を促進するとともに、障がい者福祉についての周知・普及を図ります。		

(4) ボランティア活動などへの支援

今後の方向性

○ボランティア活動や障がい者関係団体などの活動に対する援助をはじめ、これらの活動や団体の育成・支援に努めます。

基本的な施策

①福祉ボランティア活動の促進

区分	継続	推進主体	社会福祉協議会
施策の内容			<p>○亀岡市社会福祉協議会が運営している亀岡市ボランティアセンターにおいて、相談、援助、登録（ボランティア人材バンク）、紹介のほか、講座等を開催し、福祉ボランティアへの市民理解を促進するとともに、誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。</p> <p>○ボランティアコーディネーターを中心に、ボランティア活動の支援及び団体間のネットワーク化の促進に努めます。</p> <p>○災害時のボランティア活動の体制づくりを行います。</p>

②障がい者福祉団体援護事業

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○障がい者団体や福祉サービス事業者などが主体となって実施する事業の支援を行うとともに、各団体相互のネットワーク化を支援します。

③企業の社会貢献活動の促進

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○企業による、地域における障がい者福祉に関する社会貢献活動を促進します。

(5) 地域で支える基盤づくり

今後の方向性

○障がいのある人が地域社会で自立していくには、地域の見守りが不可欠であるため、地域での支援ネットワークづくりの充実に努めます。

基本的な施策

①地域の見守り・支え合い活動の活発化

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			<p>○見守り・支え合いが必要な障がいのある人に対して、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員・社会福祉協議会、自治会などによるネットワークの形成や連携の強化を図ります。</p> <p>○障がいのある人等の要配慮者の孤立化防止のための制度の周知・推進を図ります。</p>

②市民、事業者、ボランティア・NPOなどの連携推進

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）、社会福祉協議会
施策の内容			<p>○地域福祉の視点に基づき、市民、事業者、ボランティア・NPO及び市・社会福祉協議会が互いに連携し、協力しながら、地域における障がい者福祉を推進します。</p>

③地域資源の活用

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			<p>○市内には、障がい者福祉施設だけでなく、各種福祉施設、教育関係施設などさまざまな公共的な施設があることから、社会福祉協議会等、関係機関の連携・調整による工夫により、できる限り既存の資源を障がい者福祉の資源として活用していきます。</p> <p>○施設だけでなく、専門的な資格や知識・経験を有している市民が活躍できる環境や体制を整備することにより、地域の福祉人材の確保にも努めます。</p>

(6) 権利擁護の推進

今後の方向性

- 権利擁護、権利行使や福祉サービス利用の援助を行う関係機関やその事業内容の周知に努め、障がいのある人が、どんなときも、だれでも持っている権利が守られるようにしていきます。
- 障害のある人の虐待の防止、養護者への支援等に関する施策を推進します。

基本的な施策

①権利擁護事業の推進

区分	重点	推進主体	社会福祉協議会
施策の内容	○障がい特性等により判断能力が十分ではない人が、地域で適切なサービスが受けられるよう、権利擁護にかかる相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う権利擁護事業を推進します。		

②成年後見制度の利用促進

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○意思決定の困難な障がいのある人が財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度等の利用支援を行います。 ○市民後見人の養成や法人後見事業を実施する団体への支援などを検討します。		

③障がい者虐待への対応

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○虐待対応の窓口となる各相談支援センターの体制の充実を図るとともに、障がい者虐待通報の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発などを推進します。		

④障がいのある人の意思決定の支援

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障害者権利条約の理念を尊重し、障がい者施策の意思決定過程において障がいのある人の参画を促し、障がいのある人の意思決定を支援します。 ○障がい特性により意思を表明することが困難な人に対して、コミュニケーション支援等により意思表明を支援する方策の検討を図ります。		

2. 地域生活を支える体制づくり

～生活支援、保健・医療～

現 状

- ◇ 知的障がいのある人のグループホームの利用、精神障がいのある人の就労継続支援A型の利用など、障がい特性に応じた、適切な福祉サービスのニーズがあります。
- ◇ 訪問系サービス、日中活動系サービス、地域生活支援事業、居住支援など、地域での生活を支える多様な支援について、一層の充実を求める意見があります。

(アンケート・ヒアリング調査結果から)

課 題

- ◇ 相談体制について、満足している人が一定数おられる一方で、身近で気軽に相談できる場や人がないといった不満が依然としてみられ、相談件数の増える状況下での対応の工夫が求められています。
- ◇ 子どもや保護者の地域生活を支える支援の必要性の高まりが指摘されています。保護者のレスパイト支援のための一時預かりなどの整備が必要になります。

(アンケート・ヒアリング調査結果から)

- ◇ 民間の障害福祉サービス事業所等の拡大などもあり、障害福祉サービスの利用人数及び利用量は増加しています。訪問系サービスは多様なニーズに対応したサービス提供体制が必要です。短期入所は緊急時の利用が困難な状況となっています。
- ◇ 経済的支援については、京都府の制度なども活用しながら、国の制度を補完する事業の実施や国制度も含めて各種手当の支給等に努めています。
- ◇ 疾病等の予防と早期発見を図るための施策については、生活習慣の改善や疾病予防に重点を置いた施策を推進しています。

(市等の取組状況)

(1) 在宅福祉サービスの充実

今後の方向性

- 障がいのある人が必要な支援を受けながら、地域で生活し、社会に参加できるよう、在宅での福祉サービスを充実します。
- 医療的なケアや常時介護が必要な重度の障がいがある人などが、日中活動ができるサービスの確保に努めます。

基本的な施策

①訪問系サービスの充実※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の安定した在宅生活を支援するため、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスの充実を図ります。 ○介護者の突然の不在により、介護が受けられなくなった重度障がいのある人への在宅生活支援など、安心して地域生活を送れる環境を確保することができるよう努めます。

②日中活動の場の確保と支援※

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、さまざまなニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。特に、医療的ケアや常時介護が必要な重度障がいがある人及びその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の充実に努めます。

③短期入所の充実※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○障がいのある人やその家族のニーズに対応できる短期入所の充実を図ります。また、重症心身障がいを抱える人や医療的ケアを必要とする人について、医療機関や介護保険施設などとの連携を図り、本人及びそれを支える家族の緊急時に受入れ可能となる施設の拡充に向けた取組みを推進します。

④地域生活支援拠点等の整備の推進及び運用の検証※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○障がいのある人が地域において安心して生活し続けられるよう、京都府の計画との調整を図りながら、南丹圏域での地域生活支援拠点等の整備を推進するとともに、整備後も拠点の運用状況を検証、検討します。

⑤日中一時支援及びその他の日常生活支援の充実※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○日中、障害福祉サービス事業所等で、見守りや一時預かり等を行い、日中の生活を支援します。 ○安心して地域生活を送れる環境を確保するために、入院等、緊急的な対応が必要な場合において、一時的な緊急対応を施し、安定生活へつなげるような支援に努めます。

⑥移動支援の充実※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○移動に困難がある障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加の推進を図ります。

⑦入浴サービスに対する支援※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○自宅や生活介護事業所での入浴支援、訪問入浴での支援などの充実に努めます。		

⑧補装具、日常生活用具等の給付※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○補装具や日常生活用具の給付を引き続き実施します。 ○健やかな発達等を支援するため、補装具費支給対象外の軽度・中等度難聴児に係る補聴器購入費用等を助成します。		

⑨難病、発達障がい、高次脳機能障がいなどに対する支援

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○難病患者や発達障がい、高次脳機能障がいのある人等の療養生活を支援するため、各種の医療・福祉のサービスを充実するとともに、関係機関の連携を図り、訪問指導などのきめ細かな支援体制の整備に努めます。 ○障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病や発達障がい、高次脳機能障がい等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した支援に努めます。 ○難病患者や発達障がい、高次脳機能障がいのある人等に対する支援について、関係機関等との連携を図ります。		

⑩福祉人材の確保・定着

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）、教育委員会
施策の内容	<p>○福祉・介護の資格や仕事への関心・理解を促し、人材の確保と定着を図るため、京都府やハローワークなどの関係機関と連携した取組を推進します。</p> <p>○学校における福祉教育の推進や、小・中・義務教育学校の児童生徒の福祉体験や職場体験の実施などにより、福祉・介護の資格や仕事への理解と職業観の育成に努めます。</p> <p>○障害福祉サービスの質的向上を図り、利用者のニーズに応じたサービスが提供されるよう、京都府と連携して障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の職員の人材育成や職員研修の充実を図るとともに、事業所が自主的に業務の向上に努めることのできる環境づくりを推進します。</p>		

⑪新たな感染症の拡大時等における事業所の運営支援

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	<p>○新たな感染症の拡大時等において、最大限の感染対策を取りながら必要なサービスを提供している事業所等に対し、国、京都府との連携のもと各種支援制度の利用促進を図り、障害福祉サービスの継続的な提供体制の確保に努めます。</p>		

※施策に関する現状数値及び数値目標については、亀岡市障がい福祉計画において示しています。

(2) 居住支援の充実

今後の方向性

○入所施設や精神科病院からの地域生活への移行・定着を促進するとともに、家族の高齢化により在宅では必要な支援が得られない、家族から独立して生活したいなど、障がいのある人それぞれの状況に即した地域生活を支援していくため、グループホーム等の「住まいの場」の充実を図ります。

基本的な施策

① 居住支援の充実※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○障がいのある人の地域生活を支援するため、障害者支援施設、グループホーム、福祉ホームなどの居住支援サービスの充実を図ります。 ○住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施に向けた取組を推進します。

② 地域生活への移行促進※

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○福祉施設入所者や入院中の精神障がいのある人が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくための必要な支援に引き続き取り組むとともに、自宅で生活している障がいのある人も安心して地域生活が継続できるよう、必要な支援や地域との交流の促進を図ります。

③ 住宅の改修助成※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○障がいのある人に対して、障がいゆえに必要な介護が容易となるよう、住宅改修などに要する経費の一部を助成します。

④公営住宅の優先入居、公営住宅のグループホームへの活用に向けた取組

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部・まちづくり推進部）、府
施策の内容	○公営住宅への入居について、入居機会の確保に努めます。 ○障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、公営住宅本来の事業に支障のない範囲において、空き住戸をグループホームとして活用する取組みについて検討を図ります。		



※施策に関する現状数値及び数値目標については、亀岡市障がい福祉計画において示しています。

(3) 経済的支援の充実

今後の方向性

○障がいのある人が安定した生活を送り、自立や社会参加をさらに進めるためには、経済的に安定することが大変重要です。このため、各種手当制度などの周知等に努めます。

基本的な施策

①各種福祉手当の支給(・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当 ・児童扶養手当)

区分	継続	推進主体	市(健康福祉部)、府
施策の内容	○在宅で生活する障がい児・者の生活安定を図るため、各種福祉手当などの制度周知等を図るため、国に対して制度の充実を要望します。		

②各種減免制度の周知

区分	継続	推進主体	市(健康福祉部)
施策の内容	○所得税・住民税の障がい者控除、自動車税・軽自動車税種別割及び環境性能割の減免などのほか、JR・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金などの各種割引・減免制度の周知・普及に努めます。		

③生活福祉資金貸付

区分	継続	推進主体	社会福祉協議会
施策の内容	○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人に属する世帯に生活福祉資金を貸し付けます。		

(4) 保健・医療の充実等

今後の方向性

- 障がいの原因となる疾病の予防と早期発見に取り組むとともに、心と体の健康づくりを支える適切な保健サービスなどを提供し、健康づくりの支援を行います。
- 地域において必要かつ適切な保健・医療サービスを利用できるよう、今後とも体制の整備を図っていきます。

基本的な施策

①各種健(検)診の充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○生活習慣病を予防するための健診やがん検診をはじめとする各種健(検)診について、受けやすくするための整備を図っていきます。		

②健康づくりの普及啓発

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○各種健康教育などの充実を図り、生活習慣病の予防や健康増進、心の健康づくりなど健康に関する意識の普及啓発に努めます。		

③医療・給付制度の適切な運用

区分	継続	推進主体	市（環境市民部・健康福祉部）
施策の内容	○医療費の助成や自立支援医療の公費負担を行うとともに、制度の周知に努めます。		

④医療機関との連携

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部、こども未来部）
施策の内容			<p>○専門的な医療を必要とする障がいのある乳幼児や障がいのある人、難病患者に適切に対応するため、専門医の把握などに努めるとともに、医療機関や訪問看護ステーションなどと連携を図っていきます。特に、精神障がいのある人の支援については、ケース会議などを通じて主治医との連携に努めます。</p> <p>○難病患者とその家族が安心して在宅療養ができるよう、医療機関、訪問看護ステーションなどと連携を図り、重症難病患者に対する訪問診療や訪問看護の課題を検討し、在宅療養体制の充実をめざします。</p>

⑤医療的ケアの充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）、府
施策の内容			<p>○常時、医療的ケアを必要としている人へのサービスの充実を図ります。</p> <p>○医療的ケアに対する講習・研修について、京都府や関係機関等と連携して充実を図ります。</p>

⑥リハビリテーション体制の充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			<p>○障がい等により身体の機能が低下している人を対象に、身体機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるための対応の充実を努めます。</p>

⑦新たな感染症の感染・拡大防止のための支援の充実

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			<p>○新たな感染症が拡大した際に、障がい等により感染リスクが高い人や施設に対し、感染リスクを軽減するために必要な情報や支援を提供できるように、体制の強化と支援策の充実を努めます。</p>

(5) 高齢で障がいのある人への支援の充実

今後の方向性

- 障がいのある人及びそれを支える家族の高齢化に伴う精神的・経済的負担の軽減を図り、親亡き後も住み慣れた地域で安心して生活できる基盤整備を進めます。
- 障がい者施策と高齢者施策との連携の強化により、障がいのある人一人ひとりのニーズに合った支援に努めます。

基本的な施策

① 高齢で障がいのある人への支援体制の充実

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）、社会福祉協議会
施策の内容	<p>○障がいのある人及びそれを支える家族の高齢化に対応するため、庁内関係各課、地域包括支援センター、相談支援事業所、医療機関等との連携強化による総合的な支援体制の確立を目指します。</p> <p>○障がいのある人や、それを支える家族の緊急事態発生時における相談、受け入れ体制の整備を進めるとともに、親亡き後の生活に備えるための障がいのある人の自立支援に取り組めます。</p>		

② 障がい福祉サービスと介護保険サービスとの機能的連携

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	<p>○介護保険の適用年齢に達した障がいのある人について、一人ひとりの生活状況やニーズに即したサービスが継続的に利用できるよう、障がい福祉サービスと介護保険サービスの適切な利用を推進します。</p>		

3. 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実 ～療育・保育・教育～

現 状

- ◇ 療育・教育環境の整備について、教職員の障がい特性の理解を深める必要などが指摘されています。行政や医療、福祉事業者など多機関の連携した、研修の実施などが考えられます。
- ◇ 文化芸術活動やスポーツについて、振興が望ましい具体的な取り組みが提案されており、自己実現への意識の高まりがみられます。

(アンケート・ヒアリング調査結果から)

課 題

- ◇ 早期発見・早期療育については、引き続き重視する声が多く挙げられています。同時に、特別支援教育の現場での負担の増加などを指摘する声も多く、人員配置の工夫など運営面が課題となります。
- ◇ 必要な療育支援として、就学前と高等・高等部では日常のスキルを身に付けるための支援、小学校・小学部と中学校・中学部では社会的なスキルを身につけるための支援のニーズが高くなっており、子どもの成長ステージに合わせて求められる支援が変化していくことへの対応が必要です。
- ◇ インクルーシブ教育システムの構築が強く求められている一方で、子どもの年齢別、家庭状況の違いにより満足度に差が生じており、本人と保護者の希望に沿ったシステムの構築が必要です。
- ◇ 放課後や休日の過ごし方について、個々の意向に沿った多様な過ごし方への希望があり、文化芸術活動やスポーツ等を適切に配分していくことが求められています。
- ◇ 地域活動への参加についても、行事や祭りへの参加などさまざまな希望があり、多様な余暇の過ごし方の整備が必要です。

(アンケート・ヒアリング調査結果から)

3. 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

- ◇ 発達の特徴に対する早期発見・早期支援は重要であり、乳幼児に対する乳幼児健康診査や発達相談、保育所巡回相談などにより早期発見に努めるとともに、発達支援が必要と判断される場合には、児童発達支援等での発達支援につなげています。
- ◇ 家庭児童相談室では、児童の養育相談、虐待通告への対応や、さまざまな相談支援を行っています。
- ◇ 市内全校に特別支援教育支援員を配置し、全校的な支援体制を確立することや、通級指導教室での指導・教育、巡回相談などを実施しています。
- ◇ 市内では放課後等デイサービスが実施されています。また、放課後児童会については、支援を要する子どもの受入れも増加傾向にあります。

(市等の取組状況)

(1)療育・保育・教育における支援体制の充実

今後の方向性

- 障がいのある乳幼児及び家族に対する相談支援や、適切な時期に適切な療育を提供できる体制の充実に努めます。
- 「発達障害者支援法」に基づき、限局性学習症（SLD）、注意欠如・多動症（ADHD）、自閉スペクトラム症などをもつ子どもに対して、自立生活力を高めるための支援体制の整備・充実に努めます。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに遊び、学ぶ機会を増やし、双方の豊かな人格の形成をめざした障がい児保育、幼稚園での特別支援教育の充実に努めます。

基本的な施策

①早期発見・療育体制の充実

- ・乳幼児健康診査
- ・就学前の支援事業

区分	継続	推進主体	市（こども未来部）、教育委員会
施策の内容			<p>○子どもの発達の節目において集団健診等を行い、身体、運動、精神発達を確認し、障がいの早期発見、早期療育の紹介、発達相談等、個別相談により、個々に合わせたきめ細かな対応に努めます。</p> <p>○子どもの発達特性の理解や、子どもとの接し方へのアドバイスの機会とし、子ども・保護者・保育者等が安心して就学を迎えられるような支援に努めます。</p>

②相談体制の充実

- ・発達相談
- ・家庭児童相談

区分	継続	推進主体	市（こども未来部）
施策の内容			<p>○乳幼児の発達検査及び保護者や家族、保育者等に対して、日常生活指導を含めた相談対応をわかりやすい内容で実施するほか、必要に応じて関係機関の紹介などを行います。</p> <p>○家庭児童相談員及び母子自立支援員と児童相談所、保健所、保健センターなどとの連携を強化し、子どもの養育、虐待をはじめさまざまな相談に迅速に対応できるよう、体制の充実に努めます。</p>

③児童発達支援の提供体制の充実※

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			<p>○児童発達支援（児童福祉法による福祉サービス）を必要とする子どもが増加しており、適切な時期に児童発達支援が利用できるよう、提供体制の充実に努めます。</p>

④保育所（園）・認定こども園・幼稚園の受入れの充実※

区分	重点	推進主体	市（こども未来部）、教育委員会
施策の内容			<p>○保育士や市立幼稚園の教諭の加配配置等により、障がいのある子どもの受入れ体制の充実に努めます。</p> <p>○さまざまな障がいの状態や特性に対応するため、障がいのある子どもの実態に応じた個別指導計画に基づき、保育を進めます。</p> <p>○保育所や認定こども園・幼稚園で受入れた障がいのある子どもについては、適切な保育や指導が行えるよう、関係機関の連携に努めます。</p> <p>○医療的ケアを必要とする子どもについては、安心して保育所や認定こども園・幼稚園等で過ごすことができるよう、医療機関との連携強化や看護師等の人的配置による受け入れ体制の整備に努めます。</p>

⑤保育施設への支援の促進

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			<p>○障がいのある子どもを受入れている保育施設に対する専門機関による支援を促進します。</p>

(2) インクルーシブ教育システムの構築

今後の方向性

- インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学べ、一人ひとりの特性・能力に応じた指導が受けられる教育の推進に努めます。
- 障がいのある子どもの居場所づくりや健全な育成、さらに保護者の就労支援の観点から、支援が必要な子どもを対象とする谷間のない放課後対策を進めます。

基本的な施策

①障がいのある子どもに対する教育の充実

区分	重点	推進主体	教育委員会
施策の内容	<p>○障がいのある子どもに対する合理的配慮等の指導・支援については、子ども一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて設置者及び学校と本人・保護者間で合意形成を図ったり、充実させていくよう努めます。</p> <p>○「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」に基づき、就学前から小・中学校卒業までの一貫した支援体制の整備に努めます。</p>		

②教育環境の整備

区分	継続	推進主体	教育委員会
施策の内容	<p>○障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援及び教材の提供を推進するとともに、情報通信技術（ICT）の発展等も踏まえつつ、教育的ニーズに応じた支援機器等の充実に努めます。</p> <p>○災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、学校施設のバリアフリー化を推進します。</p>		

③就学相談・教育相談(発達検査等)の実施

区分	継続	推進主体	教育委員会
施策の内容			<ul style="list-style-type: none"> ○通級指導教室等において、それぞれの子どもの発達検査・相談を行い、就学相談等につなげることや、学校や幼稚園、保育所等での効果的な保育・指導・支援の方策について助言します。 ○教育、医療、福祉の関係者で構成する亀岡市教育支援委員会において、就学に係る巡回教育相談等を実施し、就学先の支援についての情報提供や具体的な支援方法等について、各学校等と連携しながら保護者からの相談に柔軟に応じます。

④特別支援教育の充実に向けた取組

区分	継続	推進主体	教育委員会
施策の内容			<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育支援員を学校の状況に応じ市内小・中・義務教育学校に配置し、特別な教育的支援が必要な子どもに対し、適切な支援を行います。 ○校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、支援体制の整備に努めます。 ○教職員に対する研修を実施し、障がいの特性に応じた教育を推進します。

⑤放課後等の支援の充実※

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）、教育委員会
施策の内容			<ul style="list-style-type: none"> ○放課後等デイサービスなど、日中の支援が必要な子どもを対象としたサービスの充実に努めます。 ○放課後児童会においては、適切な保育や指導が行えるよう、受入れ体制の充実に努めます。

⑥特別支援教育修了後の支援の充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）、教育委員会
施策の内容			<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育を修了した障がいのある子どもが、就労以外の多様な進路を選択できるよう、自立訓練等の充実など進路選択の支援に努めます。

⑦ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部、こども未来部）、教育委員会
施策の内容	○乳幼児、小学生、中学生、就労後などの各ステージで、子どもと密接に関わる関係機関同士が情報を共有し、連携体制を構築することで、支援を必要とする子どもたちに切れ目のない支援を提供することを目指します。		

※施策に関する現状数値及び数値目標については、亀岡市障がい福祉計画において示しています。

4. 生きがいをもっていきいきと活動できる社会づくり ～雇用・就業、文化芸術活動・スポーツ等～

現 状

- ◇ 身体障がいのある人では一般雇用の割合も多いですが、他の障がい種別の人はこれまで通り福祉的就労が多い傾向にあります。また、一般雇用では、知的障がいのある人などで、障がい者雇用の制度を利用している人が多く、制度の適切な運用が望まれます。
- ◇ 雇用・就業のための条件として、長く仕事を続けるための支援があることを挙げる人が多く、就労後の継続支援の必要性が高まっています。

(アンケート・ヒアリング調査結果から)

課 題

- ◇ 将来の就労について一般雇用を希望する人が一定数いる一方で、障がい特性を考慮して福祉的就労を希望する人もいることから、就労継続事業所などの安定した運営は継続して課題となります。
- ◇ 就労後にも継続して支援していく取り組みの重要性を挙げる意見が多く、就労定着支援が課題となります。
- ◇ 就業の機会の確保の観点から、企業等の理解や事業所等の協力を得て、本人や家族への情報提供の推進が必要です。

(アンケート・ヒアリング調査結果から)

- ◇ 雇用に関する相談は、公共職業安定所（ハローワーク）、「なんたん障害者就業・生活支援センター」等で行われています。就職後の職場定着を図るための相談・援助体制の確立などに引き続き取り組むことが必要です。
- ◇ 法定雇用率については平成25年4月から引き上げられたことに加え、平成30年からは精神障がいのある人の雇用が法定雇用率の算定基礎に加わるなど、支援体制の充実が必要です。
- ◇ 個性や創造性あふれる障がいのある人の文化・芸術活動の、作品そのものの芸術性を評価する動きが亀岡市でも見られるようになってきています。
- ◇ 障害者福祉センターでは、文化活動を支援する教室やスポーツ教室等が実施されています。

(市等の取組状況)

(1) 総合的な就労支援

今後の方向性

- 障がいのある多くの方が働けるよう、働く場を増やします。また、障がいのある人を雇うことについて、企業等の不安をなくします。さらに、障がいのある人の就労のため、関係機関が連携します。
- 障がいのある人が長く働き続けることができるよう、また、仕事をやめても再び働けるように支援していきます。

基本的な施策

① 総合的な就労支援体制の確立

区分	重点	推進主体	京都府、公共職業安定所、 地域障害者職業センター、 なんたん障害者就業・生活支援センター、 市（各部）
施策の 内容			<ul style="list-style-type: none"> ○福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、職場実習や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援が行われるよう、公共職業安定所や京都障害者職業センター、なんたん障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関との連携の緊密化を図ります。 ○京都労働局等と連携して、国等の各種助成制度の周知・広報に努め、障がいのある人を雇用する事業主を支援します。 ○京都障害者職業センター、なんたん障害者就業・生活支援センター等の就労支援施設について周知・広報を行うことにより、その利用促進を図ります。

② ジョブコーチなど就労支援の推進

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の 内容			○ジョブコーチ（職場適応援助者）などの周知を図り、利用の促進に努めます。

③ジョブコーチなど就労支援の推進

区分	継続	推進主体	地域障害者職業センター
施策の内容	○障がいのある人が職場に適應できるよう、ジョブコーチが職場に出向いて直接的専門的支援を行います。		

④障がいのある人の就労のための経済的支援

・生活福祉資金貸付(技能習得費・生業費)

区分	継続	推進主体	社会福祉協議会
施策の内容	○障がいのある人が就労に必要な技能等の習得のための資金援助を行い、自立に向けた経済的支援に取り組めます。		

⑤公的機関における雇用拡大の推進

区分	継続	推進主体	市(関係各部)
施策の内容	○市役所などの公的機関において、障がいのある人の雇用を促進するとともに、既存の公共施設や大規模施設内での店舗委託業務など、職域の拡大を図ります。 ○行政関連業務の委託による障がい者雇用の促進について検討します。		

⑥公的機関における雇用拡大の推進

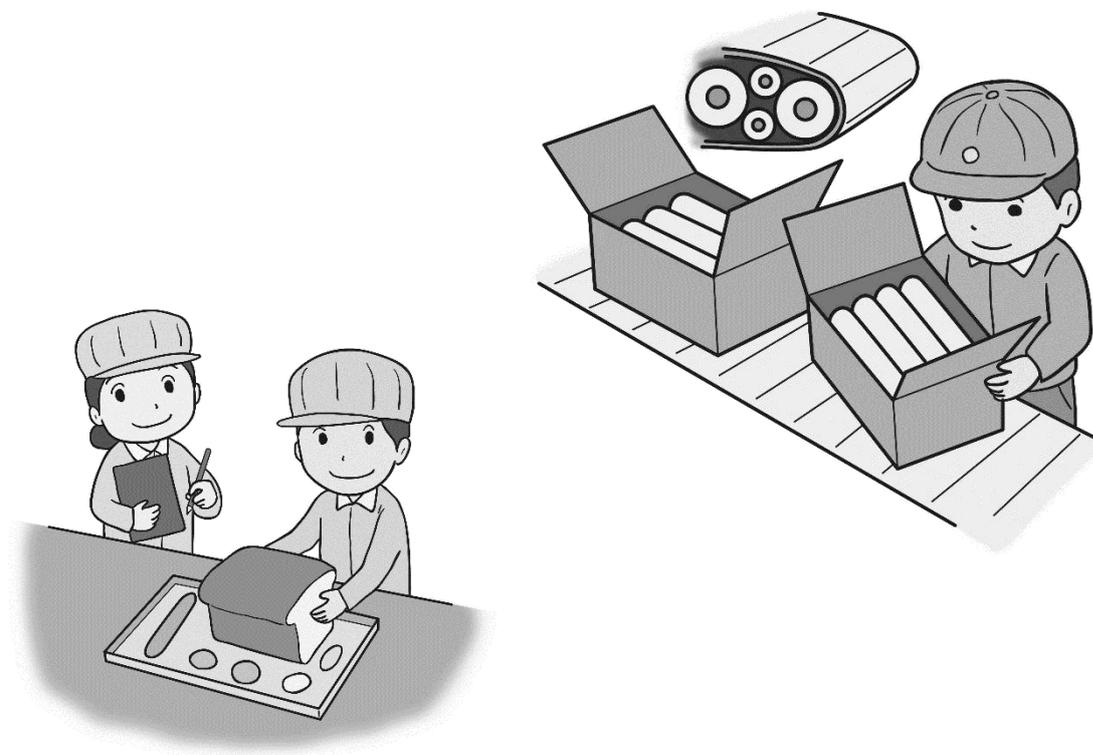
区分	継続	推進主体	京都労働局、公共職業安定所
施策の内容	○障がいのある人の法定雇用率未達成の公的機関に対して雇用指導を行います。		

⑦民間企業における雇用拡大の促進

区分	継続	推進主体	公共職業安定所、障害者雇用促進協会、市(健康福祉部)、企業
施策の内容	○障がいのある人の法定雇用率未達成の事業所に対し、指導を行うとともに助成金制度などを適用するなど、関係機関と連携しつつ、民間企業における雇用を促進します。		

⑧就労の場の整備

区分	継続	推進主体	公共職業安定所、障害者雇用促進協会、市（健康福祉部）、企業
施策の内容	<p>○事業主に対して、障がいのある人が仕事をしやすい操作具やスペースなどの作業環境の整備や、医療機関の受診等を考慮した勤務形態の整備などを指導します。</p> <p>○職場におけるコミュニケーションを保障するため、手話通訳者などの配置について啓発・指導を行います。</p>		



(2) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

今後の方向性

- いろいろな場で障がいのある人が仕事をできるように、就労を支援する事業所を充実させていきます。また、工賃の向上をめざします。
- 地域資源を活用した新たな就業機会の提供に向けた取組みを進めます。

基本的な施策

①日中活動事業所の運営基盤強化への支援

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者優先調達推進法」に基づき、調達方針を作成し目標を定めることや、福祉施設からの製品の購入や業務委託についての計画を作り、毎年実績を公表します。 ○市内の就労支援事業所と連携し、障がいのある人が就労できる仕事の確保に向けて企業等へ働きかけ、ホームページによる情報発信や、市内事業所の共同受注窓口である「亀岡市障害者就労支援共同センター」への支援を継続的に実施します。 ○市民サービスの向上のための市の事業の一部を、障がい者就労支援事業所へ委託することによって仕事の確保を図ります。 ○事業所の充実のため、職員の人材確保・育成に努めます。

②地域活性化事業との連携

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部、産業観光部）
施策の内容			○市における地域活性化事業との連携を図り、障がいのある人の就労の場の確保につなげます。

③福祉的就労から一般就労への移行促進※

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉的就労から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所への支援・充実を図ります。 ○市内における就労移行支援事業所の参入を促進するため、就労移行支援事業所が抱えている課題等を把握・分析し、状況の改善に努めます。 		

④農福連携事業の推進

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部・産業観光部）
施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○京都府が実施する「京都式農福連携・6次産業化プロジェクト」との連携を図り、市内で農福連携事業に取り組む事業所への支援に取り組みます。 ○市内で栽培された農福連携製品の販売機会の拡充等に取り組み、事業の活性化に向けた取組みを推進します。 		

⑤地域資源を活用した新たな就労機会の創出・拡大

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部・産業観光部）
施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域資源であるサンガスタジアム by KYOCERA で行われるイベントや事業等において、障がいのある人の新たな就労機会の創出・拡大を図るため、京都府や運営機関等へ働きかけを行います。 		

⑥障害者就労支援施設製品等の販売・受注支援

区分	新規	推進主体	市（各部）
施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「亀岡市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、市各部全体で、市内の障害者就労支援施設からの物品、役務等の受注拡大に取り組めます。 ○障害者就労支援施設で作られた製品（ほっとはあと製品）の市庁舎販売会の充実や、各種イベント等での販売機会の拡大を図るとともに、製品や販売会についての情報発信に努めます。 		

※施策に関する現状数値及び数値目標については、亀岡市障がい福祉計画において示しています。

(3)文化芸術活動・スポーツ等の振興

今後の方向性

- 文化活動や芸術活動に親しみ、練習や発表会などに参加できるようにします。
- 障がい者スポーツの選手や指導員を育てます。身近な地域でスポーツが気軽に楽しめ参加できるように支援します。

基本的な施策

①文化・芸術活動への支援

区分	重点	推進主体	市（関係各部）
施策の内容	○障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努め、限られた関係者によって支えられてきた活動を、社会的・組織的にサポートできる体制の整備に努めます。		

②生活・文化活動等の情報発信機会の提供

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障がいのある人の文化活動などの成果を発表・紹介し、広く市民が障がい者福祉への理解を深めることのできる機会の提供に努めます。		

③高い芸術性を有する障がいのある芸術家への支援

区分	新規	推進主体	市（関係各部）
施策の内容	○「かめおか霧の芸術祭」や「京都とっておきの芸術祭」等の機会を通じ、高い芸術性を有する障がいのある芸術家の発掘や発表機会の提供に努め、「アート」としての障がい者の芸術作品の発信に努めます。		

④学習機会の充実

区分	継続	推進主体	市（関係各部）
施策の内容			○生涯学習の拠点である「ガレリアかめおか」は、バリアフリー化に対応し、障がいのある人をはじめ誰もが利用しやすい施設となっています。今後、障がいのある人の社会参加を促すため、「ガレリアかめおか」のさらなる利用を促進するとともに、市内の各生涯学習施設を活用し、障がいのある人が生涯を通じて学習できる機会を充実します。

⑤障がい者教室開催事業

区分	継続	推進主体	教育委員会
施策の内容			○社会教育指導員の指導のもとに各種教室を開催し、障がいのある人に学習機会の提供、社会参加の促進を図ります。 <障がい者成人学級> ・かめのご学級 ・かめの会 ・ふれあい学級

⑥地域資源を活用した障がい者スポーツの推進

区分	新規	推進主体	市（生涯学習部・健康福祉部）
施策の内容			○地域資源であるサンガスタジアム by KYOCERA を中核として、競技者向けスポーツ、一般市民向けスポーツともに充実を図るとともに、多種多様な障がい者スポーツの普及、参加者の拡大に努めます。 ○障がい者スポーツ指導者の養成を行うとともに、障がい者関係団体やボランティアなどとの連携を強化し、障がい者スポーツの活性化に向けたPRに努めます。

⑦スポーツ環境の整備

区分	重点	推進主体	市（生涯学習部・健康福祉部・まちづくり推進部）
施策の内容			○身近で気軽に利用できる地域スポーツ施設や用具の整備など、障がいのある人や高齢者が四季を通じて（いつでも）、身体状況に応じて（誰もが）スポーツを楽しみ、生きがいをもたらすスポーツ環境の充実に努めます。

⑧東京パラリンピック開催後のパラスポーツの振興

区分	新規	推進主体	市（生涯学習部・健康福祉部）
施策の内容	○東京パラリンピック開催後のパラスポーツの競技人口の増加を見据え、競技性の高いパラスポーツの振興を図り、次代のアスリートの発掘・育成に努めます。		

5. 安全・安心な環境づくり ～生活環境、安全・安心～

現 状

- ◇ 一人では外出できない人がおられ、年齢が高く、障がいが重度になるほど、外出は困難になっています。
- ◇ 車椅子でも利用できるトイレや、障がい者用駐車場など、公共施設等の一層の整備が求められています。また、モニターや案内表示など、街中や道路での情報の提供の重要性も指摘されています。

(アンケート・ヒアリング調査結果から)

課 題

- ◇ 移動条件には地域差があるとの意見があり、財政などの制限があるなかで、格差を減らしていく方法の検討が課題となります。
- ◇ 成人では外出時の緊急事態の対応、児童では外出時の周囲の理解不足や、周囲とのコミュニケーションの困難などに、不安を抱えている人が多くおられます。道路や公共施設のバリアフリー化などを継続して進めるとともに、地域住民の「こころのバリアフリー」も並行して進める必要があります。
- ◇ 災害時にはひとりでは避難できない人が多く、避難所までの避難の支援ということが課題となります。また、災害時の情報提供を求める声が多く、多様な障がい特性に応じた情報提供手段の確保が必要です。
- ◇ 災害時の救援のために障害者手帳等の情報を事前に提供することについては、許容される人が増えている一方で、個人情報保護の観点から消極的にならざるを得ない意見も一定数あり、行政への信頼を高める施策が課題となります。
- ◇ 消費者トラブルに巻き込まれた人が一定数おられ、予防のための啓発などに一層取り組む必要があります。

(アンケート・ヒアリング調査結果から)

- ◇ 亀岡市は、平成 20 年 3 月に世界保健機関（WHO）協働センターにより国内初となるセーフコミュニティ認証、平成 25 年 2 月に再認証、平成 30 年 1 1 月には再々認証を取得し、安全・安心なまちづくりへの取組を進めています。
- ◇ 駅前広場、道路等のバリアフリー化の方針を定め、順次整備を行っています。
- ◇ 自動車運転免許の改造に係る経費の助成を行っています。
- ◇ ガイドヘルパーの養成については、京都府と連携してヘルパー養成の機会について情報提供を行っていますが、人材の確保が課題となっています。
- ◇ 亀岡市ふるさとバス、亀岡市コミュニティバス等のバス車両のバリアフリー化を推進しています。
- ◇ 亀岡市福祉有償運送運営協議会を設置・開催し、ボランティアによる移動支援の充実に努めています。

（市等の取組状況）

(1) 福祉のまちづくりの推進

今後の方向性

○安心してまちに出かけられるバリアフリー化を推進します。

基本的な施策

① 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進

区分	継続	推進主体	市（各部）
施策の内容			<p>○京都府福祉のまちづくり条例に基づき、既存の公共施設だけでなく、今後市内に整備される公共施設・大規模施設等においてバリアフリー化を進めるとともに、新設の際には計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、障がいのあるなしにかかわらずだれもが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。</p> <p>○公共施設における多目的トイレ、スロープの設置状況等、バリアフリーに関する情報については、ホームページ等に掲載し、広く市民に啓発します。</p>

② 民間施設の整備

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			<p>○障がいのある人をはじめ、すべての人が気軽に利用できるように、施設の整備・改善を民間施設に要請していきます。</p> <p><主な整備項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入り口の段差解消 ・ 誘導用ブロックの敷設 ・ 障がい者用トイレの設置 ・ 手すりの設置 ・ 障がい者用駐車区画の設置 など

③住宅の整備(公営住宅の整備)

区分	継続	推進主体	市(まちづくり推進部)、府
施策の内容	○障がいのある人が地域で安心して快適な生活を送れるよう、「亀岡市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、生活や活動の障壁となる段差などを取り除いた公営住宅の計画的な整備を進めます。		

④道路など交通環境の整備

区分	継続	推進主体	市(まちづくり推進部)、府
施策の内容	<p>○障がいのある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、道路など交通環境の整備を推進します。</p> <p>○あんしん歩行エリアにおいて、歩行者・自転車利用者が安心して移動できるよう整備を進めます。</p> <p><主な整備内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全対策事業による防護柵・区画線などの設置 音響式信号機・弱者感应信号機などの設置推進 路上駐輪などの障害物の撤去 歩道と車道の切り下げ部の段差解消 		



(2) 移動条件の整備

今後の方向性

○障がいのある人が、地域において自立した暮らしができるよう、移動の際の不自由さの解消を進めます。

基本的な施策

①福祉タクシー制度

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○外出などが困難な障がいのある人に「福祉タクシー利用券」を発行し、料金の一部を助成することにより、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図ります。また、リフト付きタクシーの運行を充実します。

②公共交通の充実

区分	継続	推進主体	市（まちづくり推進部・健康福祉部）
施策の内容			○亀岡市ふるさとバス、亀岡市コミュニティバス、市内路線バスのバス車両について、ノンステップバスの導入を促進します。 ○「亀岡市地域公共交通網形成計画」に基づき、地域に根差した持続可能な公共交通の実現に向け、利便性の向上、市内交通空白地域等への対策に取り組んでいきます。 ○今後、市内における都市計画等の整備により、公共交通機関が混雑した場合、交通弱者である障がいのある人等が優先して公共交通機関を利用できるよう、各関係機関への働きかけを行います。

③ガイドヘルパーの養成とネットワーク化

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○外出を支援し、社会参加を促進するため、ガイドヘルパーの養成・確保と新規参入事業者の拡大を図るとともに、事業者同士のネットワーク化を図ります。		

④自動車の利用に対する支援

- ・身体障害者用自動車改造費助成
- ・自動車税・軽自動車税の種別割及び環境性能割の減免
- ・駐車禁止規制適用除外

区分	継続	推進主体	市（総務部・健康福祉部）、府、警察
施策の内容	○障がいのある人の自動車の利用を支援するため、自動車改造費の助成、自動車税などの減免措置を行います。		

⑤バリアフリー基本構想の推進

区分	継続	推進主体	市（まちづくり推進部）、国、府
施策の内容	<p>○「亀岡市交通バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区内における駅前広場、道路等のバリアフリー化の方針を定め、順次整備を行っていきます。</p> <p>○重点整備地区以外の地域についても、幅広い歩道の整備や歩道の段差解消、視覚障がい者用誘導ブロックの設置を進めます。</p> <p>○JR千代川駅周辺地区を重点整備地区とした「亀岡市バリアフリー基本構想（千代川駅周辺地区）」を指針として、駅東側広場、鉄道施設、道路等の一体的・連続的なバリアフリー整備を推進します。</p>		

⑥交通安全教育

区分	継続	推進主体	市（各部）、警察
施策の内容	○事故やけがは予防できるという理念のもと、公共施設や地域における事業や福祉活動の場等を利用し、関係各課・関係機関の協働により交通安全教育を行います。		

⑦盲導犬の普及

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			<p>○公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、盲導犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知などに努めます。</p> <p>○盲導犬総合訓練センターが行う地域交流事業への補助を継続するとともに、ふるさと納税を活用したセンターの運営支援のための交付金制度の創設、運用を通じて、盲導犬の普及促進につなげます。</p>

⑧ボランティアによる移動支援の充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）、社会福祉協議会
施策の内容			<p>○「道路運送法」に基づく福祉有償運送の実施のため、福祉有償運送運営協議会を開催し、障がいのある人などの移動支援の充実に努めます。</p>



(3) 防災対策の推進

今後の方向性

- 障がいのある人を災害から守るため、避難や避難場所での支援などの仕組みづくりを進めます。
- 亀岡市ふれあいネットワーク制度の見直しに合わせ、施策についても必要に応じて見直しを行います。

基本的な施策

①障がい特性に配慮した災害情報の伝達

区分	重点	推進主体	市（各部）、各自治会、民生委員・児童委員、消防、警察 など
施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者及び避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、地域・消防等との連携強化により、避難行動に時間を要する人に早めの避難を促すとともに、迅速・的確な避難情報の伝達に取り組めます。 ○自然災害発生時や発生前の緊急対応時において、ICT等、障がい特性に応じた情報伝達ツールの活用により、迅速かつ着実に災害情報が伝達されるよう、情報伝達ツールの充実に努めます。 		

②福祉避難所・福祉避難コーナーの設置・運営に向けた取組の推進

区分	新規	推進主体	市（総務部・健康福祉部）
施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい等により特別な支援と配慮を必要とする人の災害時の避難所生活の身体的・精神的負担の軽減を図るため、関係機関との連携のもと、障がい特性等に配慮した福祉避難所・福祉避難コーナーの設置・運営に向けた取組みを推進します。 ○防災訓練や防災研修等を通じ、福祉避難所・福祉避難コーナーの設置・運営に携わるスタッフの養成、ノウハウの習熟に努めます。 		

③「避難行動要支援者名簿」制度の啓発・活用

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○災害時における「避難行動要支援者名簿」制度の効果的な運用のため、制度の周知啓発に努めます。また、障がい等により特別な支援と配慮を必要とする人（名簿登載者）の個別避難計画の作成に取り組みます。

④災害発生後における福祉・医療サービスの提供体制の維持

区分	継続	推進主体	市（関係各部）
施策の内容			○災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障がい者支援施設・医療機関等との連携を図ります。

⑤消防緊急通報システムの充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部・総務部）、消防
施策の内容			○災害及び緊急事故が発生した場合、消防隊・救急隊などが迅速・的確に活動できるよう、関係機関との連絡網を充実します。

⑥避難先での支援

区分	重点	推進主体	市（関係各部）、京都府
施策の内容			○避難所等のバリアフリーに配慮するとともに、避難所等において障がいのある人が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備を促進します。 ○避難所等に意思疎通支援者（手話通訳者等）を派遣できるよう、体制の構築に努めます。 ○府が設置するところの健康に関する相談窓口及び精神科救護所の運営に協力します。

(4) 防犯対策の推進、消費者トラブルの防止及び被害からの救済

今後の方向性

○障がいのある人や高齢者をはじめ、市民が犯罪や悪質商法などの被害にあわないように、情報提供などを進めます。

基本的な施策

①防犯対策の推進

区分	継続	推進主体	市（総務部）、警察
施策の内容			<ul style="list-style-type: none"> ○警察と地域の障がい者団体、福祉施設等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。 ○京都府警察メール 110 番・FAX110 番（聴覚言語障がい者用 110 番）の利用を促進することにより、緊急時の連絡体制の充実を図るとともに、事案の内容に応じた迅速・適切な対応を行います。

②消費者トラブルの防止及び被害からの救済

区分	継続	推進主体	市（環境市民部）、警察
施策の内容			<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の消費者トラブルに関する情報の収集・発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障がいのある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。 ○障がい者団体、福祉関係団体等と連携し、障がいのある人の消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組みます。 ○消費者トラブルの防止及び障がいのある人の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、障がいのある人及び支援を行う者の消費者生活に関する講座等への参加の促進等により、消費者教育を推進します。

③SNS 被害の防止及び被害からの救済

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）、警察
施策の内容	<p>○増加する SNS を介した犯罪トラブルについて、障がい者団体、相談支援事業所等と連携し、早期発見と被害拡大の防止に努めます。</p> <p>○SNS に関する正しい理解や使用上のリスクについての研修等の実施により、障がいのある人及び支援を行う者が SNS を介した犯罪トラブルに巻き込まれないよう、支援します。</p>		

6. 相談体制・情報提供の仕組みづくり

～相談体制・情報提供～

現 状

- ◇ 意思疎通支援に関わる亀岡市の施策について、一定の評価する声があります。また、相談支援について、件数の増加などに対応して、質の向上の必要性が指摘されています。
- ◇ コミュニケーション支援の利用しやすさを推進するために、視覚障がいのある人や精神障がいのある人、発達障がいのある人の特性に合わせた、情報伝達の工夫やツール、デジタル技術の普及などが求められています。

(アンケート・ヒアリング調査結果から)

課 題

- ◇ 相談先となる、相談機関や相談窓口の認知度には、居住地域や障がい種別によって差がみられるため、情報の利用しやすさを格差のないように向上させる取り組みが課題となります。
- ◇ 介助や困ったことなどについて相談する相手、また障がい福祉サービスなどの情報を入手する相手として、相談支援事業所や教職員などが多く挙げられるとともに、家族や友人も多く挙げられています。行政や相談支援事業所からも、より利用しやすいように情報を提供する方法を検討する必要があります。

(ヒアリング調査結果から)

- ◇ 障がい者相談支援センター「お結び」については、「基幹相談支援センター」の機能を果たすとともに、虐待対応窓口、権利擁護窓口機能を含めて整備を進めています。
- ◇ 相談員制度については、身体障害者相談員・知的障害者相談員のほかに、市独自の精神障害者相談員を設置し、障がい者相談支援員体制の充実を図っています。
- ◇ 障がいのある人の情報入手手段を確保するため、市ホームページや広報紙、「障がい者福祉のてびき」の活用のほか、点字・音声・情報通信技術の利用など、多様な媒体やツールを活用して、わかりやすい情報提供に努めています。
- ◇ 水道使用水量の検針結果情報は、専用アプリを使用して2次元コードを読み込み、使用量や請求予定額を音声で読み上げることが可能な Uni-Voice に対応しています。

(市等の取組状況)

(1) 相談体制の充実

今後の方向性

○相談支援事業、障害者相談員の活動などを充実させることにより、地域の中で障がいのある人を支えていく仕組みを強化します。

基本的な施策

①相談支援事業の充実※

区分	重点	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			<p>○既存の障がい者相談支援機関への支援を通じ、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置を促進し、相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の各相談支援事業者との連絡調整を強化し、相談支援の充実を図ります。</p> <p>○必要に応じて複数のサービスを適切に結び付けるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業として、利用者本位の視点に十分配慮した「サービス等利用計画」の作成を行い、障がいのある人のサービス利用を支援します。</p> <p>○「サービス等利用計画」を作成する指定特定相談支援事業所の設置促進に取り組みます。</p> <p>○相談後においてもきめ細かな支援ができるよう、相談支援事業者と身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員との連携を図ります。</p>

②身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員活動の充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			<p>○地域の住民が相談員となり、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力してその解決にあたる身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員の活動に対して、必要な情報の提供を行うなどの支援に努め、相談活動の充実を図ります。</p>

③「ほっとネット」のネットワーク強化と活動の推進

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）、府（保健所等）
施策の内容	○南丹圏域における障がい児者の総合支援ネットワークである「ほっとネット」の活動の推進を図り、圏域の相談支援事業所等のネットワークにより支援体制の強化を図ります。		

④専門相談機能の充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○京都府リハビリテーション支援センター、発達障害者支援センター（花ノ木医療福祉センター）、京都府難病相談・支援センターなどとの連携を図ることで、個別のニーズに応じた相談支援を行います。		

⑤生活困窮者への相談対応

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○生活困窮者への自立支援のため、関係機関が連携しながら、窓口での相談支援や就労につながる支援などを行います。		

⑥地域自立支援協議会の機能強化

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障がいのある人に対する保健・医療・福祉・教育などのサービスに関する全体調整機関として地域自立支援協議会の体制や活動内容を充実し、当事者の視点による適切なサービスが提供されるよう、関係機関との連携及び調整機能の強化を図ります。		

⑦相談窓口の充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○新たに制定された障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法を受け、市民が障がい者福祉に関して気軽に相談できるよう、相談窓口の強化に努めます。 ○障がい者福祉に関する相談窓口のある関係各課間の連携強化を図ります		

⑧民生委員・児童委員の相談活動の充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○市内の各地域において、障がいのある人をはじめ、高齢者・児童・母子・生活困窮者など援助を必要とする人の相談・指導・助言など個別援助活動を行っている民生委員・児童委員の相談活動に対して、社会福祉協議会と連携を図りながら必要な情報の提供を行うなどの支援に努め、相談活動の充実を図ります。		

⑨ピアカウンセリングの充実

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障がいのある人やそれを支える人同士が、それぞれの悩みや不安を共有し、自己肯定感を育てていくことで地域での自立した生活に繋げていくことを目指します。		

⑩支援の届きにくい人へのセーフティネットの構築

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）、府
施策の内容	○ひきこもりやギャンブル依存症など、従来の障がい福祉施策の枠組みでは支援の難しい人たちへの支援を進めるため、各関係機関が情報を共有する仕組み作りを構築し、横断的且つ継続的な支援に取り組みます。		

⑪レスパイトケアの充実

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）、府
施策の内容	○重度の障がいを抱える子どもの保護者や障がいのある人の介助者の心身の負担軽減のためのレスパイト（休息）がとれるよう、相談体制の充実を図り、適切なサービスの提供に努めます。		

⑫障がいのある女性・子ども・高齢者の複合的困難に配慮した支援

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	○障がいのある女性・子ども・高齢者は複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、それぞれの事情に配慮し、各支援機関が緊密な連携を図ることで、きめ細かい支援に繋がります。		

(2) 情報アクセシビリティ(情報の利用しやすさ)の向上

今後の方向性

○十分な情報・コミュニケーションを確保し、知りたいことがわかるように支援します。また、人との会話をわかりやすくする支援をします。

基本的な施策

①保健・医療・福祉サービスの情報提供

区分	継続	推進主体	市（各部）
施策の内容			○障がいのある人やその家族への保健・医療・福祉の情報提供のため、「障がい者福祉のてびき」の内容を充実するとともに、広報紙や市ホームページなどを活用し、必要な情報提供を行います。 ○委託相談支援事業所においても、福祉サービスを中心とした情報提供に努めます。

②声の広報

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○市の広報を録音し、配布します。

③情報機器・備品の設置促進

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）、教育委員会
施策の内容			主な公共施設内にパソコンや公衆FAXなど、情報機器・コミュニケーション機器の設置を促進します。また、図書館には大活字本や点字本などが設置されていますが、今後、スキャン型音声読書機や拡大読書機の導入など、より利用しやすい備品の設置と図書館資料の充実を図ります。

④多様な手法による情報提供の充実

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○市が発行する文書や広報紙等は、点字版・音声案内版の発行や、手話・字幕付きの動画の作成など、市ホームページ等へのウェブ・アクセシビリティをより向上させることにより、視覚や聴覚等に障がいのある人が必要な情報を入手できるよう利便性を高める工夫と細やかな支援を進めます。

⑤意思疎通支援事業※

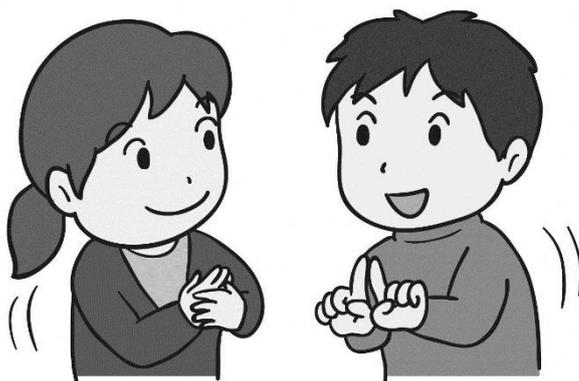
区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○「障害者総合支援法」に基づき、聴覚や視覚障がいなどにより、意思疎通が困難な障がいのある人の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等を行います。

⑥要約筆記者派遣事業の周知と利用促進※

区分	継続	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容			○要約筆記者を十分活用してもらえよう、広報に努めます。

⑦ICT を活用したコミュニケーション支援ツールの普及

区分	新規	推進主体	市（健康福祉部）
施策の内容	<p>○スマートフォン、タブレット端末等の新たな情報機器の普及に伴い、市が発行する文書や広報紙等に視覚障がい者用の音声コードの添付や、窓口等でのコミュニケーション支援アプリ（UD トーク）の活用等、新たなコミュニケーション支援ツールの普及を促進します。</p> <p>○障がいのある人のコミュニケーション支援のため、スマートフォン、タブレット端末等の新たな情報機器の取扱いについての助言、相談等を行います。</p> <p>○聴覚障がいのある人の生活向上と、手話通訳サービスの利用拡大を図るため、スマートフォン、タブレット端末等を活用した遠隔手話通訳サービスの普及に努めます。</p>		



※施策に関する現状数値及び数値目標については、亀岡市障がい福祉計画において示しています。

7. 行政サービス等における配慮の推進

現 状

- ◇ 亀岡市の施策の選挙における配慮については、満足度は他の施策に比べ高くなっています。

(アンケート・ヒアリング調査結果から)

課 題

- ◇ 行政機関等における配慮の促進について、障害者手帳の切り替え時期の連絡や、点訳・ヒアリンググループの活用など、具体的な取組みの提案がありました。
- ◇ 職員等の資質の向上を一定評価する意見と、さらなる理解の促進を求める声がありました。

(アンケート・ヒアリング調査結果から)

- ◇ 市の事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）に基づき、障がいのある人が必要とする配慮を行うことが必要です。
- ◇ 視覚障がいのある人によりよい環境で投票してもらうよう、選挙公報の点字版・音声案内版を作成しています。
- ◇ 選挙事務を行うに当たっては、障がいのある人が、その権利を円滑に行使することができるよう留意することが必要です。

◇

(市等の取組状況)



(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

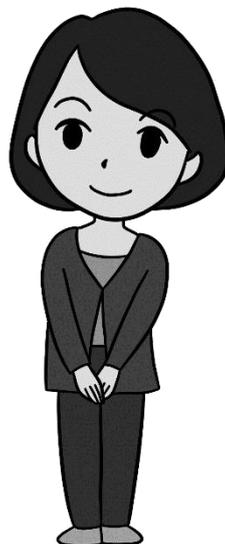
今後の方向性

○障がいのある人が適切な配慮を受けることができるように、行政機関の職員等への障がい者理解の促進に取り組みます。

基本的な施策

①市職員等の障がい者理解の促進等

区分	重点	推進主体	市（関係各部）
施策の内容			<p>○事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人が必要とする制度や習慣などの社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。</p> <p>○窓口等における障がいのある人への対応の充実を図るため、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する亀岡市職員対応要領」に基づき、障がいのある人への合理的配慮の提供についての認識を深めるための職員研修を実施します。</p> <p>○行政情報の提供等に当たっては、情報の利用しやすさに配慮した情報提供に努めます。</p>



(2) 事業実施における配慮

今後の方向性

○障がいのある人がその権利を適正に行使することができるように、事業実施時における障がいのある人への配慮に努めます。

基本的な施策

①選挙における配慮

区分	継続	推進主体	市（総務部）
施策の内容			<p>○点字による候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。</p> <p>○移動に困難を抱える障がいのある人等に配慮した投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、障がいのある人等が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。</p> <p>○指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保に努めます。</p>

②市議会傍聴における配慮

区分	継続	推進主体	市（総務部、議会事務局）
施策の内容			<p>○障がい特性に応じた市議会傍聴に関する配慮の提供に努めます。</p> <p>○車椅子で移動する人については、車椅子に乗った状態での傍聴ができるように配慮します。</p> <p>○あらかじめ依頼いただくことにより、手話通訳者や要約筆記者の配置を行います。</p>

令和3年3月

発行 亀岡市 健康福祉部 障害福祉課
〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地
TEL (0771) 25-5189
FAX (0771) 25-5511



亀岡市